

開発許可申請等の手数料一覧表

知事に対して開発行為の許可等の申請をしようとする場合、山口県使用料手数料条例の定めるところにより、申請書に所定の手数料（山口県収入証紙による。）を添えて申請する必要があります。

平成21年4月1日以降に申請書等を提出する場合の手数料の額は、以下のとおりです。なお、下関市又は事務委任市においては、当該市の条例で定める額及び方法により納付することとなりますのでご注意ください。

《 語句の解説 》

- ・ 自己居住用：自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 自己業務用：住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為
- ・ そ の 他：「自己居住用」、「自己業務用」以外の実開発行為

1 開発行為の許可等に関する事務

(1) 開発行為許可申請手数料（法第29条第1項又は第2項）

開発区域の面積	手 数 料 額（円）		
	自己居住用	自己業務用	そ の 他
0.1ha未満	8,700	13,000	87,000
0.1ha以上 0.3ha未満	22,000	30,000	130,000
0.3ha以上 0.6ha未満	43,000	66,000	190,000
0.6ha以上 1ha未満	87,000	120,000	260,000
1ha以上 3ha未満	130,000	200,000	390,000
3ha以上 6ha未満	170,000	270,000	520,000
6ha以上 10ha未満	220,000	340,000	670,000
10ha以上	300,000	490,000	890,000

(2) 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

次の、及びを合算した額

（合算した額が890,000円を超えるときは、890,000円）

設計の変更	(1)の例により算定した額の1/10の額
新たな土地の開発区域への編入	編入面積に応じ(1)の例により算定した額
その他の変更	10,000円

(3) 建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項ただし書）

47,000円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

26,000円

(5) 開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料
（法第43条第1項）

敷地の面積	手数料額（円）
0.1ha未満	7,000
0.1ha以上 0.3ha未満	18,000
0.3ha以上 0.6ha未満	39,000
0.6ha以上 1ha未満	70,000
1ha以上	99,000

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

区 分		手数料額（円）
自己居住用		1,700
自己業務用	開発区域の面積が1ha未満	1,700
	開発区域の面積が1ha以上	2,700
そ の 他		17,000

(7) 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第5項）

用紙1枚につき 480円

2 優良宅地造成等の認定に関する事務

(1) 優良宅地造成認定申請手数料

造成宅地の面積	手数料額（円）
（0.1ha未満 市町村の定めによる）	
0.1ha以上 0.3ha未満	130,000
0.3ha以上 0.6ha未満	190,000
0.6ha以上 1ha未満	260,000
1ha以上 3ha未満	390,000
3ha以上 6ha未満	520,000
6ha以上 10ha未満	670,000
10ha以上	890,000

(2) 優良住宅新築認定申請手数料

新築住宅の床面積の合計	手数料額 (円)
100㎡以下	6,300
100㎡を超え 500㎡以下	8,700
500㎡を超え 2,000㎡以下	13,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	35,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	43,000
50,000㎡を超えるもの	59,000

3 宅地造成に関する工事の許可に関する事務

(1) 宅地造成工事許可申請手数料 (宅地造成等規制法第8条第1項)

切土又は盛土をする土地の面積	手数料額 (円)
500㎡未満	12,000
500㎡以上 1,000㎡未満	21,000
1,000㎡以上 2,000㎡未満	31,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	48,000
5,000㎡以上 10,000㎡未満	68,000
10,000㎡以上 20,000㎡未満	110,000
20,000㎡以上 40,000㎡未満	170,000
40,000㎡以上 70,000㎡未満	250,000
70,000㎡以上 100,000㎡未満	340,000
100,000㎡以上	420,000

(2) 宅地造成工事変更許可申請手数料 (宅地造成等規制法第12条第1項)

次の、及びを合算した額

(合算した額が420,000円を超えるときは、420,000円)

設計の変更	(1)の例により算定した額の1/10の額
面積の増加を伴う変更	増加面積に応じ(1)の例により算定した額
その他の変更	10,000円

山口県収入証紙は、最寄の県税事務所又は県庁売店(2F)等で購入してください。

お問い合わせ先

山口県土木建築部建築指導課 開発審査班

〒753-8501 山口県滝町1-1

TEL 083-933-3866

FAX 083-399-3869

MAIL a18800@pref.yamaguchi.lg.jp